

やすらぎ生活支援事業

～いざという時のための安心・安全の準備～

① やすらぎ生活支援事業ってなに？

近くに頼れる身寄りがない場合、「入院時」や「施設入所時」または「物忘れが出たとき」などのもしもの時のことを考えると不安になりがちです。

このような将来的な心配事に備えるため、元気なうちに契約を結び、いざという時に安心して必要なサービスを利用できるのが「やすらぎ生活支援事業」です。

このような心配事ありませんか？

- 入院したとき、長い間、家を留守にするので心配。
- 入院中の入院費の支払いをどうしよう？
- 物忘れが出てきて、お金の管理ができなくなったらどうしよう？



② どのような人が利用できるの？

- 大分市内に頼れる身寄りのいない一人暮らしの方
- この事業を理解して契約する事ができる方
- 判断能力の低下に備えて本会を後見人とする任意後見制度の契約を結ぶ方
- 生活保護受給者でない方

以上の全てに該当する方が対象となります。

任意後見制度ってなに？

しっかりしている時に、将来、判断能力が低下した後のお手伝いをしてくれる人（任意後見人）、内容を公正証書において決めておく制度です。

（一般的な任意後見人の職務の例）

- 財産管理
- 行政機関発行の証明書の請求及び受領
- 郵便物の受領
- 要介護認定に関する手続き
- 福祉サービス利用契約
- 入院や施設入所契約 など

③ やすらぎ生活支援事業のしくみ

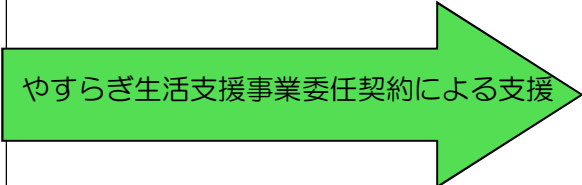

やすらぎ生活支援事業では、元気なうちの支援内容を決めた「やすらぎ生活支援事業委任契約」と判断能力が低下した後の支援内容を決めた「任意後見制度」を同時に契約していただきます。

この二つの契約を併せて行うことにより、物忘れが出たり、自分の意思が言えなくなっても支援を受け続けられます！

(契約の仕組み)

やすらぎ生活支援事業	
やすらぎ生活支援事業委任契約	+ 任意後見契約
(判断能力がしっかりしている間のこと)	(判断能力低下後のこと)

(支援、体制等の仕組み)

	判断能力あり	判断能力なし
支援方法	 やすらぎ生活支援事業委任契約による支援	 任意後見制度による支援
支援内容	(主に緊急時) ・入院時、施設入所時の保証機能(*) ・入院、施設入所中の生活用品の手配 ・入院、施設中の金銭管理 ・入院中の自宅の保全 など	(日常的な支援) ・財産管理 ・入院や施設入所契約 ・要介護認定に関する手続き ・福祉サービス利用契約 など
チェック機能	・委任契約(判断能力がある状態)による支援中も、大分市社協以外の第三者機関である行政、福祉関係者等からなる「やすらぎ生活支援事業審査会」より支援内容のチェックを受けます。 ・本人にとっての最良の支援方法についての検討を、「やすらぎ生活支援事業審査会」に諮ることもあります。	・任意後見制度に移行されてからは、任意後見監督人と家庭裁判所により支援内容のチェックを受けます。 ・本人にとっての最良の支援方法についての検討を、「やすらぎ生活支援事業審査会」に諮ることもあります。

*本会が行う保証機能には、医療の同意等、本人の生命や身体に関わる事項について、利用者の代わりに決定することは含まれません。

④ 契約する時の費用は？

大分市社会福祉協議会が後見人となる任意後見制度契約の手続きを行う上での費用は利用される方の負担となります。

(契約時に必要となる主な費用)

①公正証書作成の基本手数料	11,000円
②登記嘱託手数料	1,400円
③法務局に納付する印紙代	2,600円

※その他、契約書の用紙代や手続きで必要となる切手代などがかかります。

⑤ 利用料はどれくらい？

■判断能力がしっかりしている間（やすらぎ生活支援事業委任契約での支援時）

月会費	500円（1ヶ月あたり）
書類等預かりサービス	500円（1ヶ月あたり）
サービス利用料	1,000円（1時間あたり）

■判断能力低下後（任意後見制度での支援時）

市県民税課税状況	金額
課税世帯（所得割）	10,000円（1ヶ月あたり）
課税世帯（均等割）	7,500円（1ヶ月あたり）
非課税世帯	5,000円（1ヶ月あたり）

※ただし、本人の生活実態に応じて、利用料の変更を行う場合もあります。



将来のことは、元気なうちに準備しておくことをおすすめします。迷った時は、お気軽にご相談ください。

<問合せ先>

社会福祉法人 大分市社会福祉協議会 生活支援課
住所 大分市金池南1丁目5番1号 ホルトホール大分4階

電話 **547-8695** FAX **547-9583**